



資料編

1 計画の策定経過

年月日		名 称	内 容
令和5年		第1回 ワーキング部会(書面決議)	計画策定の概要について 策定スケジュール アンケート調査の実施
	5月29日	第1回 策定幹事会	
	6月5日	第1回 策定委員会	
	9月1日	第2回 ワーキング部会	計画骨子(案)について (第1章~第4章) アンケート調査結果報告
	9月11日	第2回 策定幹事会	
	9月12日	第2回 策定委員会	
	9月28日	第1回 策定審議会	
	11月10日	第2回 ワーキング部会	計画素案について (第5章以降及び全体)
	11月14日	第2回 策定幹事会	
	11月22日	第3回 策定委員会	
12月7日	第2回 策定審議会		
令和6年	1月17日 ~2月6日	パブリック・コメント	
		第3回 ワーキング部会(書面決議)	計画(案)の最終審議
		第3回 策定幹事会(書面決議)	
		第4回 策定委員会(書面決議)	
		第3回 策定審議会(書面決議)	

2 三次市健康づくり推進計画策定審議会設置要綱

三次市健康づくり推進計画策定審議会設置要綱

(設置)

第1条 市は、三次市健康づくり推進計画（以下「健康づくり推進計画」という。）を策定するに当たり、あらかじめ学識経験を有する者、保健医療機関やその他の関係者の意見を反映させるために、三次市健康づくり推進計画策定審議会（以下「策定審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定審議会は、市における健康づくり推進計画の策定に関し、市長の求める事項に対し必要な審議を行い、答申するものとする。

(組織)

第3条 策定審議会は、委員18人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係の代表者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 教育関係の代表者
- (4) 事業所関係団体の代表者
- (5) 産業関係団体の代表者
- (6) 地域活動団体の代表者
- (7) 健康づくりを推進する団体の代表者
- (8) 公募により選出された者

2 委員の任期は、委嘱の日から健康づくり推進計画の策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定審議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定審議会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席をさせ、意見又は説明を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 策定審議会の庶務は、福祉保健部健康推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年5月22日から施行する。

(最初の会議)

2 この告示の施行の日以後、最初に開催される策定審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成29年11月29日告示第262号）

この告示は、平成29年11月29日から施行する。

附 則（令和5年4月26日告示第136号）

この告示は、令和5年5月1日から施行する。

3 第2次三次市健康づくり推進計画策定審議会委員名簿

構成	所属	氏名	備考
保健医療機関 の代表者	三次地区医師会	やすのぶ ゆうじ 安信 祐治	委員長
	三次市歯科医師会	かけがわ かよこ 掛川 香代子	
	広島県北部保健所	こうの ゆみこ 河野 由美子	
	公益社団法人広島県栄養士会 備北支部	はたなか ちえみ 畑中 千恵美	
福祉関係団体 の代表者	三次市社会福祉協議会	まきはら ひでとし 牧原 英敏	副委員長
	三次市民生委員児童委員 協議会	ありた まさとし 有田 雅俊	
教育関係 の代表者	三次市小学校校長会	あかぎ みのる 赤木 実	
事業所関係団体の代表者	三次商工会議所	さとう あきひろ 佐藤 明寛	
産業関係団体 の代表者	ひろしま農業協同組合	こきど やすし 小木戸 康志	
地域活動団体 の代表者	三次市住民自治組織連合会	ふくなが かなめ 福永 要	
	三次市公衆衛生連絡協議会	みのだ ひでき 箕田 英紀	
	三次市 PTA 連合会	すえくに しゅうすけ 末國 周 祐	
	三次市保育所保護者会連合会	なかい さやか 中井 沙耶香	
	三次市老人クラブ連合会	さかい きみえ 坂居 君枝	
健康づくりを推進する 団体の代表者	三次市食生活改善推進協議会	いけぐち かずこ 池口 一子	
	三次市母子保健推進員	たなか みどり 田中 みどり	

4 三次市健康づくり推進計画策定委員会設置要綱

三次市健康づくり推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、三次市健康づくり推進計画（以下「健康づくり推進計画」という。）を策定するに当たり、市行政内部の連携を図るため、三次市健康づくり推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、健康づくり推進計画の策定に関する事項について、調査及び協議を行い、計画原案を作成するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長及び委員で組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

(会議)

第4条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹事会及びワーキング部会)

第5条 第2条に規定する事務を効率的に進めるため、策定委員会の下に幹事会及びワーキング部会を置く。

2 幹事会は、リーダーを福祉保健部長、サブリーダーを健康推進課長が担い、関係部局の課長で、ワーキング部会は関係課の係長で組織し、組織別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

(関係者の出席)

第6条 市長が必要と認めるときは、策定委員会、幹事会又はワーキング部会以外の者を出席させ、意見又は説明を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会、幹事会及びワーキング部会の庶務は、福祉保健部健康推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年5月22日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第75号）

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和2年3月16日告示第32号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。（後略）

別表第1（第3条関係）

委員長	福祉保健部担当副市長
委員	総務部長
	経営企画部長
	地域振興部長
	市民部長
	子育て支援部長
	市民病院部事務部長
	産業振興部長
	教育委員会教育次長
福祉保健部長	

別表第2（第5条関係）

幹事会	リーダー	福祉保健部長	
	サブリーダー	福祉保健部健康推進課長	
			総務部総務課長
			経営企画部企画調整課長
			地域振興部地域振興課長
			地域振興部定住対策・暮らし支援課長
			市民部市民課長
			福祉保健部社会福祉課長
			福祉保健部高齢者福祉課長
			子育て支援部子育て支援課長
			子育て支援部付課長
			産業振興部農政課長
			産業振興部商工観光課長
			教育委員会学校教育課長
			教育委員会事務局付学校教育課長
	市民病院部医事課長		
ワーキング部会		総務課職員係長	
		企画調整課企画調整係長	
		地域振興課地域づくり係長	
		地域振興課スポーツ振興係長	
		定住対策・暮らし支援課 定住対策・暮らし支援係長	
		市民課保険年金係長	
		社会福祉課社会福祉係長	
		社会福祉課障害者福祉係長	
		高齢者福祉課高齢者福祉係長	
		高齢者福祉課介護保険係長	
		子育て支援課保育係長	
		子育て支援課育児支援係長	
		子育て支援課こども発達支援係長	
		農政課農林振興係長	
		商工観光課商工労働・企業誘致係長	
	学校教育課学校教育係長		
	学校教育課教育指導係長		

	医事課医事係長
	健康推進課健康企画係長
	健康推進課健康推進係長

5 用語集

あ行

ICT	IT とほぼ同義語であるが、IT の概念をさらに一步進め、通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。「Information and Communication Technology」の略。
ウォーキングマイスター	地域など身近な場所で、ウォーキングを通して「健康づくり」や「仲間づくり」が推進できる人のこと。日常生活におけるウォーキングの重要性を啓蒙し、正しい歩き方や効果的なウォーキングの提案を行う。また、地域の魅力を再発見し、ウォーキングを通じて地域コミュニティの活性化にも貢献している。

か行

くうでるうごく	フレイル予防・改善の3本柱「栄養・口腔」=食う(くう)、「社会参加」=出る(でる)「身体活動」=動く(うごく)を表す言葉。三次地区医療センター安信病院長が考案。
健康づくりサポーター	地域で運動を中心とした健康づくりの普及や啓発をサポートしてくれる人のこと。また、地域における健康づくりの啓発活動やイベントの企画・実施を通じて、地域全体の健康意識の向上に貢献している。
国保データベースシステム	国保保険者や後期高齢者医療広域連合における保健事業の計画の作成や実施を支援するため、国保連合会が「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを利活用して、「統計情報」や「個人の健康に関するデータ」を作成するシステム。平成25年10月より稼働。
こころサポーター (ゲートキーパー)	自殺予防の分野で用いられる概念であり、心理社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人や、自殺の危険を抱えた人々に気づき、声をかけ、話を聴いて必要な支援につなげ、見守る人のこと。 自殺を考えている人が孤立せず、必要な支援を受けられるようにするために非常に重要である。

さ行

産後ケア事業	出産後の産婦に対して、早期に助産師等による母乳ケア及び母体管理並びに育児に関する支援サービスを提供することにより、母親の身体的回復と心理的な安定を促進し、育児不安や産後うつを防ぎ、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する。
産前・産後ヘルパー派遣事業	妊娠期又は産後に、家事及び育児を援助するヘルパーを派遣することにより、家事育児負担を軽減する。
食生活改善推進員	「私達の健康は私達の手で～のばそう健康寿命、つなごう郷土食～」をスローガンに、食を通じた健康づくりを行っているボランティア。三次市の食育事業を協同で実施している。
食品ロス	食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余り等のこと。

推定尿中塩分摂取量	<p>摂取した食塩の大部分は過剰塩分として尿に排出される。尿のナトリウムとクレアチンを測定し、食塩摂取量推算計算式で前日の1日当たりの推定食塩摂取を求めることができる。どのくらい塩分を摂っているかの参考数値となる。</p> <p>日本高血圧学会では1日6g未満を推奨している。</p>
すくすくネットワーク会議	<p>虐待の発生予防, 早期発見, 早期対応のために, 地域の関係機関との連携及び情報収集, 共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会のこと。</p>
育てにくさ	<p>子育てに関わる者が感じる育児上の困難感。</p>

た行

特定妊婦	<p>出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。</p>
------	---

な行

ネウボラみよし	<p>ネウボラとはフィンランド語で「アドバイスの場所」を意味する。妊娠期から子育て期までを切れ目なく相談支援を行う場所として三次市が開設している。</p>
---------	---

は行

8020運動	<p>「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という運動。</p>
ひきこもり	<p>様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学, 非常勤を含む就労, 家庭外での交遊など）を回避し, 原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念のこと。</p>
フレイル オーラルフレイル	<p>加齢とともに筋力や精神面が衰える状態のことで, 健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の間を意味する。</p> <p>その中でも, 歯と口腔機能における軽度の衰え（滑舌の低下や食べこぼし, わずかのむせ, 噛めない食品が増える等）の状態をオーラルフレイルという。</p>
母子保健推進員	<p>三次市の委嘱により, 地域で安心して妊娠, 出産, 子育てができるよう, 市の母子保健事業に協力し, 地域の身近な相談役として活動している。</p>